

○ 湖南衛生組合議会委員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 36 年 8 月 1 日

条例第 3 号

第 1 条 湖南衛生組合議会の議長、副議長及び議員（以下それぞれ「議長」、「副議長」及び「議員」という。）の議員報酬（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条に規定する議員報酬をいう。以下同じ。）及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。

（平 21 条例 2 ・ 平 23 条例 1 ・ 一部改正）

第 2 条 議長、副議長及び議員の議員報酬額は月額とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議長 月額 35,000 円
- (2) 副議長 月額 30,000 円
- (3) 議員 月額 28,000 円

（昭 39 条例 1 ・ 昭 43 条例 3 ・ 昭 46 条例 2 ・ 昭 49 条例 3 ・ 昭 52 条例 2 ・ 昭 54 条例 1 ・ 昭 56 条例 1 ・ 昭 60 条例 2 ・ 昭 63 条例 2 ・ 平 2 条例 2 ・ 平 4 条例 2 ・ 平 13 条例 3 ・ 平 21 条例 2 ・ 一部改正）

第 3 条 議長、副議長には、その選挙されたその日から議員報酬を支給する。

（平 21 条例 2 ・ 平 25 条例 2 ・ 一部改正）

第 4 条 議員には、その任期が開始するその日から議員報酬を支給する。

（平 21 条例 2 ・ 平 25 条例 2 ・ 一部改正）

第 5 条 議長、副議長及び議員が退職又は辞職した場合は、その日までの議員報酬を支給する。

2 議長、副議長及び議員が死亡した場合は、当月分までの議員報酬を支給する。

（平 21 条例 2 ・ 平 25 条例 2 ・ 一部改正）

第 5 条の 2 前 3 条の規定により議員報酬を受ける場合であって、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

（平 25 条例 2 ・ 追加）

第 6 条 議長又は副議長の職にある者には、議員としての議員報酬は支給しない。

（平 21 条例 2 ・ 平 23 条例 1 ・ 一部改正）

第 7 条 第 2 条の議員報酬は、当月分を当月末に支給する。

（平 21 条例 2 ・ 一部改正）

第 8 条 議長、副議長及び議員が職務のため、立川市、武蔵野市、小金井市、

小平市、国分寺市、東大和市及び武蔵村山市の地域外に出張したときは、その費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償の種類、額及び支給方法については、管理者の旅費について定められているものの例による。

(昭 40 条例 2 ・ 昭 45 条例 5 ・ 令 5 条例 3 ・ 一部改正)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別にこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 39 年 3 月 14 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 4 月 1 日より適用する。

付 則(昭和 40 年 6 月 30 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 43 年 3 月 15 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 12 月 22 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行し、東大和市については昭和 45 年 10 月 1 日より、武蔵村山市については昭和 45 年 11 月 3 日から適用する。

付 則(昭和 46 年 3 月 10 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 4 月 15 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 52 年 3 月 31 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 54 年 4 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 56 年 3 月 23 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 60 年 3 月 20 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 63 年 3 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 2 年 3 月 12 日条例第 2 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 4 年 9 月 3 日条例第 2 号)

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 11 月 21 日条例第 3 号)

この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 2 月 20 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 23 年 2 月 2 日条例第 1 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年 2 月 13 日条例第 2 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 2 月 20 日条例第 3 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。